

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年6月6日(2013.6.6)

【公表番号】特表2012-529082(P2012-529082A)

【公表日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2012-048

【出願番号】特願2012-514141(P2012-514141)

【国際特許分類】

G 10 L 19/005 (2013.01)

【F I】

G 10 L 19/00 330 E

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年4月8日(2013.4.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

フレーム消去補償処理の品質は、音声パラメータを再構成する際の精度に伴って改善する。再構成されたスピーチパラメータのより高い精度は、フレームのスピーチコンテンツがより高いときに達成され得る。一例では、無音フレームは、スピーチコンテンツを含まない場合があり、したがって、何の音声品質利得も提供しない可能性がある。したがって、音声復号器208の少なくとも1つの構成では、フレームレートが音声品質利得を達成するために十分高いとき、将来のフレーム内の音声パラメータを使用できる。例として、先のフレームと将来のフレームの両方が無音符号化モード以外のモードで符号化される場合、音声復号器208は、消去されたフレーム内の音声パラメータを再構成するために、先のフレームと将来のフレームの両方の中の音声パラメータを使用できる。すなわち、先のフレームと将来のフレームの両方がアクティブスピーチ符号化モードで符号化されるとき、エンハンストパケットロス補償が使用されることになる。そうでない場合、消去されたフレーム内の音声パラメータは、先のフレームから再構成され得る。このアプローチは、音声品質利得の尤度が低いとき、フレーム消去補償プロセスの複雑さを低減する。フレーム消去の先のフレームと将来のフレームとに関する符号化モードを表示するために、(下でより十分に議論される)フレームエラー検出器226からの「レート決定」を使用できる。もう1つの構成では、2つ以上の将来のフレームがバッファ内に存在し得る。2つ以上の将来のフレームがバッファ内に存在するとき、そのより高いレートのフレームが、より低いレートのフレームよりも消去されたフレームからさらに離れている場合ですら、より高いレートのフレームを選ぶことが可能である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0062

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0062】

フレーム消去が発生し、バッファ202内に少なくとも1つの将来のフレームが存在するとき、デジッタバッファ202は、将来のフレームを送るかどうかを決定する役目を果たすことができる。1つの構成では、バッファ内の中の第1の将来のフレームが無音フレームでないとき、かつギャップインジケータ708がある値以下であるとき、デジッタバッフ

ア202は、第1の将来のフレームを復号器108に送ることになる。例えば、このある値は「4」であってよい。しかしながら、先のフレーム720が従来のPLC方法によって再構成され、先のフレーム720が連続して第2の従来のPLCフレームである状況において、ギャップインジケータがある値以下である場合、デジッタバッファ202は、将来のフレーム710を送ることができる。例えば、このある値は「2」であってよい。加えて、先のフレーム720が従来のPLC方法によって再構成され、かつ先のフレーム720が連続して少なくとも第3の従来のPLCフレームである状況において、バッファ202は、将来のフレーム710を復号器に供給しない場合がある。